

広島県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市西城町小鳥原字横手五〇八八の二五・五〇八八の二七・字小坪五〇九四の四五・五〇九五の一・五〇九五の一二・五〇九五の一六・五〇九五の二一（以上七筆国有林）、五〇九五の四、五〇九五の二〇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため